

佐倉市議会議長 平野 裕子様

市民ネットワーク  
日本共産党  
ひまわり会と市民オンブズマン  
会派に属していない議員 玉城、稲田、高橋

(件名) 本会議で請願の説明を継続するための方策検討を求める要望書

本年1月26日に開催された会派代表者会議にて、本会議に上程される請願について、本会議で紹介議員が当該請願の説明を実施してきた慣例を改め、今後の本会議では説明を実施しない旨の決定をされました。

他方、本会議での紹介議員による請願の説明は、佐倉市議会においては50年以上継続されており、当該議会で上程される請願を市民、執行部、議員に周知することに大きな役割を果たしてきました。

佐倉市議会会議規則第35条、及び第134条を前提とした場合、確かに本会議で請願を紹介議員が説明をする運営は、規則に則していないと解釈することができます。しかし、本運営は先の通り地方自治法や佐倉市議会基本条例の本義である「開かれた議会」を実現するうえで重要な役割を担ってきました。

また、請願を審議する常任委員会を動画公開していない佐倉市議会の現状を考えれば、本会議場での説明を実施しない場合、市民が請願の内容を知る機会が大きく減衰することになります。

以上から、別紙のように佐倉市議会会議規則を変更する案を含め、本会議での紹介議員による請願の説明を継続できる方策の検討を早急に進めていただくよう、ここに要望します。

記

議会会議規則第 134 条の新旧対照表（案）

改正案	現行
議長は、 <u>紹介議員による請願の説明の後</u> 、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。	議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

※改正案の赤字下罫線は、現行条文に追加した文言。

以上